政　令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月二十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の表中「一万八千六百円」を「一万七千円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　海江田万里

内閣総理大臣　菅　**直人**

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月二十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百四号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「又は教育連隊」を削る。

第十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　普通科連隊三、特科隊一、戦車大隊一及び高射特科大隊一

第十二条の二ただし書中「、普通科連隊及び戦車隊」を「及び普通科連隊」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この政令は、平成二十三年四月二十二日から施行する。

防衛大臣　北澤　俊美

内閣総理大臣　菅　**直人**

省　令

○防衛省令第八号

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第六条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則の一部を改正する省令

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「（教育連隊を除く。）」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、平成二十三年四月二十二日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第六号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「経済財政分析担当」の項中4を削り、5を4とし、6を5とし、5の次に次のように加える。

6　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

別表「経済財政分析担当」の項中12を10とし、8を次のように改める。

8　「新成長戦略」（平成二十二年六月十八日閣議決定）に基づく「環境未来都市」構想の推進に係る環境未来都市先導的モデル事業に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第百九十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年四月二十日

法務大臣　江田　五月

氏　名　陶　云明

生年月日　千九百五十五年十二月十五日

国　籍　中華人民共和国

○法務省告示第百九十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、シンガポール共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年四月二十日

法務大臣　江田　五月

氏　名　ウォング・キット・イー・エレイン

生年月日　千九百七十八年九月七日

国　籍　シンガポール共和国

○法務省告示第百九十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年四月二十日

法務大臣　江田　五月

氏　名　アラベラ・ジェーン・ダヴ

生年月日　千九百七十三年五月十日

国　籍　オーストラリア　ニューサウスウェールズ州

○法務省告示第百九十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十三年四月二十日

法務大臣　江田　五月

一　指定を受けた者

氏　名　アラベラ・ジェーン・ダヴ

生年月日　千九百七十三年五月十日

国　籍　オーストラリア

原資格国　オーストラリア　ニューサウスウェールズ州

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第百九十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年四月二十日

法務大臣　江田　五月

氏　名　ダニエル・タン・シェング・リン

生年月日　千九百七十六年十二月十五日

国　籍　オーストラリア

○財務省・農林水産省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十日

財務大臣　野田　佳彦

農林水産大臣　鹿野　道彦